

令和5年10月改正

ケアハウス そうび苑

重要事項説明書（生活のしおり）

「ケアハウスそうび苑」は皆が安心して、明るい充実した生活を送っていただける「住まい」でありたいと願っております。お互いに人格を尊重し規律を守り、思いやりの心で助け合い仲良く楽しい日々をお過ごし下さい。

※ 利用にあたって

1. 居室

- 全室個室（ミニキッチン、冷蔵庫、洗面所、水洗トイレ、収納庫、電話、緊急呼出システム付き）のプライベートルームです。
- 居室は絨毯が敷きつめられた洋室となっております。
- 居室に持ち込む家具・備品等は居室を快適に利用していただくため、日常生活に必要最低限のものとして下さい。
- 洗濯機は持ち込めません。
- 居室の電話は0発信で外線とつながります。

2. 利用料・使用料

- 利用料はサービスの提供に要する費用・生活費、使用料は水道光熱費からなります。
- 利用料の額は国が定める額となります。（国が定める法令等の改正があった場合はそのつど改定します。）
- 10月から翌年4月までは暖房費が加算されます。
- サービスの提供に要する費用は利用者ご本人の前年の収入額によって算出されます。
- 前年度の収入の申告書を5月末日までに提出していただきます。サービスの提供に要する費用の変更がある場合は7月分からとなります。
- 利用料の他、電気、電話の使用料は、本人の使用量により負担していただきます。
- 月の途中での入退居の場合の利用料は日割り計算とします。
- 利用料、使用料はあらかじめ納入通知書をお手もとに届けます。
- 利用料は当月分を、使用料は前月分を、毎月15日に銀行口座から引き落とさせていただきます。帯広信用金庫の口座番号を入居時に御提示下さい。

3. 利用者の資格

- (1) 介助を必要としないで、自力で日常生活を営むことができること。
- (2) 伝染病疾患及び精神疾患有せず、かつ問題行動が伴わないで共同生活に適応できること。

※ 施設の説明

1. 居室

- (1) 居室内の掃除はご本人でしていただきます。
- (2) 壁に釘などを打たないで下さい。
- (3) 居室内の設備・備品が故障したときは、速やかに届出て下さい。
- (4) 冷蔵庫はご本人で管理していただきますが、3ヶ月に1度消毒にうかがいます。

2. 娯楽室

- (1) 談話、趣味、娯楽に気軽にご利用下さい。
- (2) カラオケの利用にあたっては、事務室まで申し出て下さい。
- (3) 使用した備品等は、必ず元の位置に戻して下さい。

3. 廊下、階段、バルコニー

- (1) 廊下、階段、バルコニーは非常時の避難路です。荷物、鉢植え等の物品は置かないで下さい。

4. 洗濯室、ゴミ置き場

- (1) 洗濯はご本人で行なうことになっています。洗濯は各階の洗濯室にある洗濯機、乾燥機をご利用下さい。（洗濯機は居室へ持ち込めません）
- (2) 洗濯室に私物は置けません。
- (3) 洗濯室はゴミ置き場になっています。

5. 大浴室、小浴室

- (1) 浴室は1階にあり、曜日、時間に分けて男性・女性と入っています。

6. 掲示板

- (1) 案内、連絡事項は掲示板を利用します。常に掲示物にご注意下さい。

7. 郵便、新聞等

- (1) 郵便物、新聞等は玄関に設けてある郵便受けに配達されます。
- (2) 書留、特殊郵便物、宅配の荷物は事務室で受け取り、連絡いたします。

※ 日常生活

1. 食事時間

- (1) 朝食 午前7時30分～午前8時30分
昼食 午前12時00分～午後1時30分
夕食 午後5時30分～午後6時30分
- (2) 食事はセルフサービスで、食堂で摂っていただきます。
- (3) 食事が不要のときは、申し出て下さい。

2. 外出、外泊、面会、宿泊

- (1) 外出、外泊は自由ですが、外出するときは外出簿に記入すること。又外泊時には外泊届を提出していただきます。
- (2) 面会に来られた方は面会簿に記載の上、居室を訪問して下さい。
- (3) 来訪者が居室又は家族宿泊室に宿泊するときは、必ず施設長の承認を受けて下さい。

3. 門限

- (1) 特に設けていませんが、他の入居者の迷惑にならないよう気をつけて下さい。
- (2) 正面玄関は午後9時から翌朝6時まで施錠しますので、その時間帯はインターホンを押して宿直職員に開錠してもらって下さい。

4. 入浴について

- (1) 入浴日は女性（月・水・金 又は 火・木・土）
男性（火・木・土）となっています。
- (2) 入浴時間は女性（午後3時30分～午後9時00分）
男性（午後3時30分～午後8時15分）までです。
- (3) 入浴の介助はしません。
- (4) 寝巻きのままで浴室へは行かないで下さい。
- (5) 入浴についての注意
 - ・酒気をおびて入浴しないこと。
 - ・浴槽の中で身体を洗わないこと。
 - ・浴室で洗濯をしないこと。
 - ・浴室で汚物を流さないこと。
 - ・浴槽の中にタオル、手拭いを入れないこと。

5. ゴミの処理について

- (1) 洗濯室に用意されている所定のゴミ容器に分別して捨てて下さい。
- (2) ゴミは朝9時までに出して下さい。

- (3) 洗濯室の近くの方に迷惑にならないよう、衛生・清潔に気をつけましょう。

6. その他の注意事項

- (1) けんか、暴行、賭博、口論、中傷、泥酔等他人に迷惑をかけないこと。
- (2) 下着や寝巻きのまま、廊下を歩いたり食堂を利用しないこと。
- (3) 危険物、可燃物を持ち込まないこと。
- (4) 施設の秩序や風紀を乱す等、共同生活に支障をきたす行為はつつしむこと。

※ 保健・衛生について

- (1) 居室内の清掃はもちろんのこと布団類の乾燥、身につける衣類等の清潔に気を付け快適な生活をおくりましょう。
- (2) 普段から健康に気をつけ、毎月の健康チェックは怠りなく受けましょう。

※ 防災・防犯について

- (1) 施設が用意した以外の火気器具類、仏壇のローソク・線香等の使用は禁止します。
- (2) 電気器具、テレビ等スイッチの消し忘れのないよう十分気をつけましょう。
- (3) 居室内の喫煙は禁止します。
- (4) 施設が実施する「防災訓練」「避難訓練」には積極的に参加しましょう。
- (5) 非常事態、又は急病人が発生した場合は、非常用コールブザーで職員に連絡して下さい。
- (6) 非常事態発生の場合は、職員の指示に従って下さい。
- (7) 非常時にはエレベーターは使用できません。
- (8) 居室を空けるときは施錠して下さい。
- (9) 貵重品の管理にはご留意下さい。事務所では預かりません。

※ 身体拘束廃止についての指針について

入居者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動の制限をいたしません。

当施設では、利用者の安全と人権擁護ならびにQOL向上を図ることを目的に、身体拘束廃止のための体制を整え指針を定めます。

身体拘束とは「何らかの用具を使用して、利用者の自由な身体活動を制限すること。あるいは利用者自身が自分の身体に通常の形で触れるのを制限すること」と捉えています。

※ 虐待防止について

当施設では、入所者の人権を尊重し、下記の虐待の定義の内容及び関連する不適切ケアを一切行わないこととします。また、虐待の発生の防止に努めるとともに、早期発見、早期対応、再発防止について、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、高齢者福祉の増進に努めるものとします。

虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいいます。

- (1) 身体的虐待 利用者の身体に外傷を生じさせる、若しくは生じる恐れがある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- (2) 性的虐待 利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。
- (3) 心理的虐待 利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 介護放棄（ネグレスト） 利用者を虚弱させるような著しい減食または長時間の放置、前3項に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (5) 経済的虐待 利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

※カスタマーハラスメントについて

カスタマーハラスメントとは、利用者やその家族からの過剰な要求、不適切な言動、権力行使により職員が精神的、身体的に苦痛を感じる行為を指します。このような行為は職員のストレスを増加させ、仕事の質を低下させます。

侮辱的な言葉や態度の使用、性的な嫌がらせ、人種、宗教、性別、性的指向、障がい、国籍などの個人的な属性に基づく差別、脅迫、威嚇、暴力的な行動、顧客または職員のプライバシー侵害、これらの行為は、当法人の方針に違反し、重大な措置を必要とします。カスタマーハラスメントが発生した場合、注意、警告、退居などの措置が取られることがあります。

重大なカスタマーハラスメントの場合、法的手続きが検討されることがあります。

※ 退居について

- (1) ご都合により退居する場合は、1ヶ月前までに届け出て下さい。
- (2) 次のような場合は、皆さんの意に反して退居していただきます。
 - ① 不正な偽りの届出等により入居したとき。
 - ② 利用料を3か月以上滞納したとき。
 - ③ 病気等により他の利用者に迷惑をかける等、共同生活が不適当となったとき。
 - ④ 日常生活が自力で出来ず介助が必要となり、日常生活に著しい支障があると認められたとき。
 - ⑤ 金銭管理、その他施設の利用について自分の判断が出来なくなったとき。
 - ⑥ 入院等の理由で3か月以上不在が経過したとき、及び3か月以上入院が見込まれるとき。
 - ⑦ その他、利用契約に違反したとき。

※ その他

- (1) 身元保証人の住所、連絡先に変更があったとき、又身元保証人の変更があったときは直ちに届け出て下さい。
- (2) 利用者の故意又は重大な過失により施設の建物、付属設備、備品等に損害を与えたときはその損害を弁償又は現状に復帰していただきます。
- (3) 利用者が退居する場合は、入居前の状態で明け渡していただきます。又補修、修繕の必要がある場合や、業者による清掃が必要なときはその費用を負担していただきます。
退居時の荷物・ゴミ等の処理は、全て利用者側で行っていただきます。
- (4) 天災その他の不可抗力による火災、盗難、暴動あるいは外出中の不慮の事故による損害、災難について施設はその責を負いません。
- (5) 利用者は、身上に関する重要な事態が生じたときは速やかに施設長に届け出て下さい。